

## 品川区ホームページ運営要綱

制定 平成 21 年 4 月 1 日 区長決定  
平成 21 年 4 月 要綱第 3 1 8 号  
平成 27 年 3 月 要綱第 1 9 5 号  
改正 令和 5 年 3 月 要綱第 5 9 号

### (目 的)

第 1 条 この要綱は、品川区が運営するホームページ（以下「区ホームページ」という。）の円滑な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

### (区ホームページ)

第 2 条 区ホームページは、次の各号に該当するものとする。

- (1) ドメインが、www.city.shinagawa.tokyo.jp/から始まること。
  - (2) 品川区がコンテンツ掲載の可否を決定し、職員が修正できること。
- 2 次の各号に該当するホームページは、区ホームページに準じて運営する。
- (1) 区ホームページからリンクしているもの。
  - (2) 品川区の委託で作成または運営しているもの。

### (基本方針)

第 3 条 区ホームページは、次の各号により運営する。

- (1) 対象は、一般区民とすること。
  - (2) 掲載内容は、行政情報、区民サービスを広く提供するものであること。
  - (3) 誰もがアクセス可能であること。
- 2 品川区は、コンテンツについて常に最新、正確な情報を掲載するよう努めるものとする。

### (作成基準)

第 4 条 区ホームページは、次の各号により作成する。

- (1) コンテンツの作成に関しては、品川区情報公開条例（平成 9 年品川区条例第 25 号）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）および著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）を遵守すること。
- (2) コンテンツの掲載は、品川区事案決定手続規定（昭和 51 年訓令甲第 4 号）による決定を経ること。
- (3) 区ホームページは、コンテンツマネジメントシステムほか、管理者が指定する方法で作成すること。ただし、第 2 条第 2 項に規定するホームページはこの限りではない。
- (4) 高精度の画像や動画、音声を利用した情報の掲載、新システムの導入をしようとするときは、経費および今後の運用方法を添えて、事前に企画部長に

協議すること。

2 前項に定めるもののほか、コンテンツの作成にあたって準拠すべき細目は、別に企画部長が定める。

(掲載禁止事項)

第5条 次の各号に該当するものは、区ホームページへの掲載を禁止する。

- (1) 公序良俗に反するもの。
- (2) 個人、団体等を誹謗または中傷するもの。または不利益を与えるもの。
- (3) 特定の政治団体や宗教活動を支援するもの。
- (4) 個人の意見

(区ホームページの統括管理者)

第6条 区ホームページを適正かつ円滑に運営するため、区ホームページ統括管理者（以下「統括管理者」という。）を置く。

2 統括管理者は、企画部長とする。

3 統括管理者は、区ホームページの作成および運営等の総合的管理を行う。

(区ホームページ・サーバ運用管理者)

第7条 区ホームページ・サーバの運用および管理のため、区ホームページ・サーバ運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。

2 運用管理者は、企画部情報推進課長とする。

3 運用管理者は、次の事項を所掌する。

- (1) 区ホームページ・サーバの運用および管理に関すること。
- (2) 区ホームページ・サーバの安全管理に関すること。
- (3) その他区ホームページ・サーバに関すること。

(区ホームページ管理者)

第8条 区ホームページの管理および運営のため、区ホームページ管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は、企画部広報広聴課長とする。

3 管理者は、次の事項を所掌する。

- (1) トップページ管理および運営に関すること。
- (2) コンテンツ作成に関する調整および助言に関すること。
- (3) コンテンツ公開に関する調整に関すること。
- (4) コンテンツマネジメントシステムの管理に関すること。
- (5) 区ホームページ・サーバの運用に関して、運用管理者との調整に関すること。
- (6) 区ホームページ等の予算要求の調整に関すること。
- (7) その他統括管理者に指示された事項

(各部長等の役割)

第9条 各部長、各行政委員会事務局長（以下「各部長等」という。）は、所属する各課が作成した区ホームページや、委託して作成、運営するホームページに関して次の事項を所掌する。

- (1) 当該ホームページの管理、運営および調整に関すること。
- (2) 当該ホームページの高精度の画像や動画、音声を利用した情報の掲載、新システムの導入に関すること。

（各課長の役割）

第10条 各課長は、次の事項を所掌する。

- (1) 区ホームページに掲載するコンテンツに関すること。
- (2) 区ホームページの作成、修正、公開または削除の手続きに関すること。
- 2 各課長は、新たにホームページを委託作成する場合は、経費および今後の運用方法を添えて、事前に管理者に協議しなければならない。
- 3 各課長は、コンテンツに誤りまたは不適切な内容を発見した場合は、直ちに訂正を行うとともに、管理者に報告するものとする。

（区ホームページ運営委員会）

第11条 統括管理者は、必要に応じて区ホームページ運営委員会（以下「運営委員会」という。）を開催する。

2 運営委員会は、次の各号に定める者を構成員とする。

- (1) 統括管理者
- (2) 運用管理者
- (3) その他統括管理者が必要と認める者

（リンク）

第12条 区ホームページがリンクできる他団体が運営するホームページは、次のとおりとする。

- (1) 官公署が開設したもの。
- (2) 公共的団体等が開設したもの。
- (3) その他統括管理者が認めたもの。

（電子メール）

第13条 区ホームページを介して区に寄せられる要望、苦情等の取り扱いについては、別に企画部長が定める。

（サーバの運用）

第14条 区ホームページ・サーバは、統括管理者の定めるところに設置する。

2 区ホームページの安全管理については、情報管理安全対策要綱（平成13年要綱第168号）の定めるところによるものとし、職員は、コンピュータウイルスによる侵害等のおそれのあるときには、すみやかに運用管理者に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

(委任)

第 15 条 この要綱の施行に必要な事項は、企画部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。